

山武中央合併協議会 会議録

会議の名称	第1回 山武中央合併協議会	
開催日時	平成17年 2月14日(月)	午後 1時31分 開会 午後 3時25分 閉会
開催場所	蓮沼村 スポーツプラザ	
議長氏名	会長 大高 和郎	
出席者氏名	別紙「出欠席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	同上	
事務局氏名	局長 小川 利一 他12名	
会議事項	1 議題	2 会議結果
	別紙「第1回山武中央合併協議会会議次第」のとおり	別紙「会議経過」のとおり
会議の経過	別紙「会議経過」のとおり	
会議資料	別紙「第1回山武中央合併協議会 会議資料」のとおり	
その他必要事項	特になし	
会議録の確定		
確定年月日	記名押印	
平成17年 2月24日	議長 会長 大高 和郎	

会議の名称 第1回 山武中央合併協議会

開催日 平成17年 2月14日(月)

出欠席者 名簿

委員氏名		出欠
会長	大高和郎	出
副会長	松下浩明	出
副会長	浪川滌一	出
副会長	古谷淳	出
委員	實川征吾	出
委員	行木信一	出
委員	加瀬和男	欠
委員	野中学	出
委員	清宮央行	出
委員	大塚重忠	出
委員	高知尾正義	出
委員	小川定夫	出
委員	小川孝藏	出
委員	伊東利二	出
委員	秋葉武男	出

委員氏名		出欠
委員	古谷正行	出
委員	田邊孝雄	出
委員	高橋上	出
委員	平野和男	出
委員	並木彌	出
委員	猪野源治	出
委員	野嶋正宏	出
委員	今関紘	出
委員	林政利	出
委員	木島弘喜	出
委員	菅井直秀	出
委員	土屋二郎	出
委員	佐瀬光久	出
委員	武富裕次	出

出席 28 名 ・ 欠席 1 名

備考：武富裕次委員(県市町村課長)の代理で岩崎室長(県市町村課合併支援室)が出席。

( 会議経過 )

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p>それでは、ただいまより会議を開会させていただきます。</p> <p>初めに、山武中央合併協議会会長の挨拶でございますが、2月8日、山武中央合併協議会の設置につきまして、4町村の臨時議会が開かれました。そしてすべての議会で可決されております。これを受けまして、2月10日、4町村長によります合併協議会の設置協議、規約に関する協議等につきまして協議が行われ、山武中央合併協議会会長に就任されました成東町長大高会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
大高会長	<p>それでは、よろしく申し上げます。</p> <p>皆さん、ご苦労さまでございます。</p> <p>任意協議会から引き続き協議会の会長ということで大役を仰せつかりました。期限内の合併申請を目指して、一生懸命頑張りたいと思いますので、委員の皆様におかれましても、ひとつご審議にご協力いただきたく、よろしく願いいたします。</p> <p>また、常に熱心な傍聴席、傍聴の皆様、ひとつ今日はかなり長い時間にわたり事務的な報告、その協議、承認という積み重ね作業になると思いますが、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから座らせて議長を努めさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(拍手)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>第1回の協議会ということで、本来であれば、委員の皆様の紹介をするところでございますが、委員の皆様につきましては、任意協議会から引き続いて委員に就任されておりますので、本日は任意協議会から変更のございました委員のみの紹介とさせていただきます。</p> <p>去る2月8日、山武町収入役に就任されました行木信一様です。行木様は、協議会規約第7条第1項第2号の委員となりますので、ご紹介をさせていただきます。</p>
行木委員	<p>ただいまご紹介いただきました山武町の収入役でございます行木信一と申します。よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(拍手)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日また千葉県総務部市町村課、武富裕次委員の代理としまして、千葉県総務部市町村課市町村合併支援室、岩崎室長にご出席をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。</p>

岩崎室長	<p>岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(拍手)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>また、委嘱状につきましては、皆様のお手元に配付させていただきましたので、ご了承いただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、これより会議に入るわけでございますが、規約第10条第2項の規定により、大高会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまより会議に入ります。</p> <p>本日の出席委員は28名で、委員の半数以上の出席がありますので会議は成立いたします。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。</p> <p>初めに、報告第1号、山武中央合併協議会設置に関する協議書について、これから報告第9号、山武中央合併協議会委員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程についてまでを議題といたします。</p> <p>事務局から説明、お願いいたします。</p>
事務局	<p>榎本次長。</p> <p>事務局の榎本でございます。</p> <p>それでは私の方から報告第1号から第9号まで説明をさせていただきます。失礼して座らせていただきます。</p> <p>それでは、まず報告第1号、山武中央合併協議会設置に関する協議書についてでございます。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり山武中央合併協議会設置に関する協議書を整えたので報告をするという内容でございます。</p> <p>次の2ページに、山武中央合併協議会設置に関する協議書を添付してございますが、こちらは3町1村の長が、平成17年2月10日付で記名、押印をしたものでございます。</p> <p>なお、別紙として、3ページから5ページに規約を添付してございますが、こちらの内容は前回第2回の任意協議会の資料として提出し、ご説明させていただいたものと同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>次に、報告第2号、山武中央合併協議会規約に関する協議書についてですが、内容については7ページをご覧くださいと思います。</p> <p>こちらは、規約の第6条で、会長及び副会長3名は、関係町村の長が</p>

協議し、選任するとなっております、この規定を受けて、協議会の会長、副会長の選任を行ったものでございます。

1のところにありますとおり、会長に成東町長、副会長に山武町長、蓮沼村長、松尾町長を選任してございます。

続きまして、8ページの報告第3号、山武中央合併協議会の事務所の位置についてでございます。

こちらは、規約第4条の規定によりまして、協議会の事務所は、会長の定める町村に置くとなっております、事務所の位置は、千葉県山武郡成東町殿台296番地、成東町保健福祉センター内というふうにしております。実際に事務局がありますのは、保健福祉センターの3階でございます。

続きまして、報告第4号、山武中央合併協議会会長の職務代理者の指名についてでございます。

9ページをご覧いただきたいと思えます。

こちら規約の第8条第2項によりまして、会長があらかじめ順位を定めておくようになっておりますが、こちらに記載のとおり、第1職務代理者に、古谷淳副会長さん、第2職務代理者に浪川滯一副会長さん、第3職務代理者に松下浩明副会長さんがそれぞれ指名をされております。

次に、報告第5号、山武中央合併協議会幹事会規程についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

幹事会の所掌事務としましては、第2条にありますとおり、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整するとなっております、各町村の総務、企画、財政担当課長により構成をされているものでございます。

この後出てまいります分科会や専門部会の上に位置をしております、事務的な調整、また最終的な判断をここで行っているわけでございます。なお、内容的には、山武地域合併協議会時と同様でございます、特段変更箇所等はございません。

次に、報告第6号、山武中央合併協議会専門部会規程についてご説明いたします。

内容については、14ページをご覧ください。

専門部会は、協議会に提案及び報告する必要な事項等について、専門的に協議、調整する機関でございます、それぞれ所管する事務の担当課長クラスで構成されております。

構成につきましては、16ページにあるとおりでございまして、全体で12の専門部会がございまして。なお、規程の実質的な中身につきましては、山武地域合併協議会のとおりでございまして。

次に、17ページにございまして山武中央合併協議会分科会規程についてご説明いたします。

こちらは、ただいまご説明いたしました専門部会規程を受けて、専門部会の下部組織としての分科会を設置するという規程でございまして。

分科会の所掌事務につきましては、第2条にございまして、専門部会の事務を補助するための調査、協議及び資料の調製を行うということにございまして。

構成につきましては、18 - 2 ページ、こちらに別表がございまして、こちらに記載のとおりでございまして。分科会は、全部で28の分科会がございまして、主に課長補佐、または係長クラスの職員で構成をしております。

続きまして、報告第7号、山武中央合併協議会事務局規程についてご説明いたします。

20ページにございまして。こちらは、事務局の組織や所掌事務について定めた規程にございまして、こちらにも実質的な中身は、山武地域合併協議会のとおりでございまして。

ただ、23ページ、別表第1にございまして。事務局の班体制について記載した部分にございまして、計画班の下にIT班を設置してございまして。所掌事務は、電算システムの統合・調整に関すること。それから、ネットワーク整備等に関する事務にございまして。IT班は、実質的にはIT分科会と同様のメンバー構成になっておりまして、上部組織であるIT部会と緊密な連携をとりながら事務を進めていく予定にございまして。

事務局規程については以上でございまして。

次に、報告第8号、山武中央合併協議会財務規程についてご説明をいたします。

25ページにございまして。こちらは、山武中央合併協議会規約第15条の規定により、協議会の財務に関する必要な事項を定めたものにございまして、こちらにも実質的な中身は、山武地域合併協議会と同様にございまして。歳入歳出予算、補正予算、出納及び現金の保管など、財務に関する諸手続を定めたものにございまして。

次に、報告第9号、山武中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてご説明いたします。

29ページにございまして。この中では、第2条の報酬額につきましては、

議長	<p>山武地域合併協議会と同様、日額7,000円ということでございます。また、費用弁償の額につきましては、下の別表に記載しておりますとおりでございますが、こちらの金額については、会長町村であります成東町の旅費に関する条例を準用しているということでございます。</p> <p>以上、大変雑駁でございますけれども、報告第1号から第9号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました、一括して質問をお受けしたいと思えます。質問等がございましたら、挙手の上、所属とお名前を前もって述べてお願いいたします。</p>
今関委員	<p>どうぞ。</p> <p>蓮沼の今関です。</p> <p>報告第7号の山武中央合併協議会事務局規程についてのところでありまして、この中に、一番下にIT班というのがあるわけでありまして、電算システムの統合・調整に関することという項目がございます。やがて広域行政との関係でこのことは議論されると存じますが、ここの中で調整する内容等についてお尋ねをさせていただいてよろしいかどうか。それは広域行政の中でご質問させていただいたらよろしいのか、そこら辺のところをお尋ねさせていただきたいと存じます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長 事務局	<p>事務局、申し上げます。</p> <p>こちらにつきましては、内部系のシステムと、それから基幹系のシステムがあるわけでございますけれども、主にそれぞれの町村で異なった税の関係ですとか、住民票の帳票の関係ですとかございますけれども、そういったシステムをどこに合わせていくかというような調整、統合・調整に関する事務を行っていくということでございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ございますか。</p> <p>ございませんか。</p> <p>他に質問がないようですので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>それでは、報告第1号、山武中央合併協議会設置に関する協議書についてから、報告第9号、山武中央合併協議会委員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程については、ただいまの内容でご了承いただいたものといたします。</p> <p>次に、同意第1号、山武中央合併協議会監査委員の選任について、これを議題といたします。</p> <p>事務局、説明願います。榎本次長。</p>

事務局	<p>それでは、同意第1号、山武中央合併協議会監査委員の選任についてご説明をいたします。</p> <p>30ページをご覧ください。</p> <p>山武中央合併協議会規約第16条の規定により、下記の者を監査委員に委嘱したいので、同意を求めるといってございませぬ。</p> <p>規約の第16条では、会長が関係町村の監査委員のうちから協議会の同意を得て、2名を委嘱することになっておりまして、監査委員の選任につきましては、蓮沼村の川島義一郎代表監査委員と松尾町の秋庭武行代表監査委員を委嘱しようとするものでございませぬ。</p> <p>以上でございませぬ。</p>
議長	<p>ただいま同意第1号について事務局より説明がありましたが、意見、質問等がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>異議がないようですので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。同意第1号、山武中央合併協議会監査委員の選任については、原案のとおりで異議ございませぬか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>よって、同意第1号、山武中央合併協議会監査委員の選任については、同意いただいたものといたします。</p> <p>続きまして、協議事項に入ります。</p> <p>協議第1号、山武中央合併協議会会議運営規程について、協議第2号、平成16年度山武中央合併協議会事業計画について、及び協議第3号、平成16年度山武中央合併協議会予算についてまでを議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p> <p>榎本次長。</p>
事務局	<p>それでは、協議第1号から第3号までご説明をいたします。</p> <p>まず、協議第1号、山武中央合併協議会会議運営規程についてご説明いたします。</p> <p>32ページをご覧ください。こちらは、文字どおり会議の運営に関する事項を定めたものでございませぬが、山武地域合併協議会のとくと異なりませぬのは、第6条の評決の規定でございませぬ。こちらは、任意協議会と同様、意見が分かれたときには、3分の2ではなく、過半数の賛成をもって決するという規定にしてございませぬ。</p> <p>あとは会議録の作成ですとか、傍聴の関係でございませぬが、こちらは原則公開ということで、これまでと同じでございませぬ。</p> <p>また、40ページに、山武中央合併協議会会議等閲覧規程というのがご</p>

ございますけれども、こちらは、会議録や会議資料の閲覧に関し、必要な事項を定めたものでございまして、こちらも今までと同じ内容の規程になってございます。

次に、協議第2号、平成16年度山武中央合併協議会事業計画についてご説明をいたします。

内容については、43ページでございます。こちらにつきましては、任意協議会の中でお話をさせていただきましたが、合併協議会は本日を含めまして3回の開催を予定しております。第2回は3月1日、第3回は3月15日に開催を予定し、調印式は3月22日の予定でございます。

住民周知につきましては、協議会だよりの発行、ホームページによる資料等の公開を予定しております。また、各町村でも調印式前には今後住民説明会等を実施する形になろうかと思っております。

新市建設計画につきましては、本日素案ということで、建設計画の内容についてこの後説明をさせていただきますけれども、本日の説明は途中経過的な説明でございます。次回の法定協議会で改めてご協議をいただきたいと考えております。

それから、4の事務事業一元化につきましては、事務事業の洗い出し、各専門部会、分科会等ですりあわせを行っていくということでございます。

次に、協議第3号、平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出予算についてご説明をいたします。

46ページをご覧くださいと思います。

歳入につきましては、負担金で900万1,000円、諸収入で1,000円、歳入合計が900万2,000円でございます。歳出につきましては、運営費で190万3,000円、事業費で707万4,000円、予備費で2万5,000円、歳出合計が900万2,000円でございます。

細かい内訳につきましては、47、48ページになりますが、負担金の各町村の内訳につきましては、47ページの説明欄に記載しております。こちらは、広報印刷費や新聞折り込み手数料のように人口割によるものと均等割によるものとの合算により算出したものでございます。

それから、48ページの歳出の関係で、主なものを申し上げますと、1款運営費の中では、1節の報酬が42万円、1目会議費13節の委託料が、会議録作成委託料で21万8,000円、それから2目の事務費14節の使用料及び賃借料の中では事務機器賃借料で54万9,000円、これは机、椅子ですとか、サーバ、プリンタ等でございます。また19節の負担金補助及び交付金は、臨時職員の負担金として29万8,000円を見込んでございます。

	<p>次に、2款の事業費の関係では、11節の需用費の中の広報紙印刷費で47万2,000円、13節の委託料の中では、新市建設計画策定業務委託で426万1,000円、ホームページ開設委託料で50万円となっております。また、19節の負担金補助及び交付金では、県職員の派遣費負担金として140万円を計上してございます。</p>
議長	<p>以上で、協議第1号から3号までの説明を終わらせていただきます。 ただいま協議第1号から協議第3号について説明がありましたが、質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。</p>
野嶋委員	<p>よろしいですか。 野嶋委員、どうぞ。 山武町の野嶋と申します。</p>
事務局	<p>事業計画の中の住民周知の部分なのですが、ホームページによる資料等の公開というのがございますけれども、そのホームページの公開というのは、いつごろを予定されているのか、余り遅いと意味のないものになってしまうと思うんですが、その辺いかがでございましょうか。</p>
議長	<p>事務局、お願いいたします。 事務局の方でも、できるだけ早くということで、できるだけ今週中にはホームページの方を立ち上げたいと思っております。</p>
議長	<p>以上でございます。 他にございませんか。 よろしいですか。 ほかにないようですので、質疑を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。協議第1号、協議第2号及び協議第3号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
事務局	<p>異議なしと認めます。 よって、協議第1号、山武中央合併協議会会議運営規程について、協議第2号、平成16年度山武中央合併協議会事業計画について、及び協議第3号、平成16年度山武中央合併協議会予算については、原案のとおり決定させていただきます。 続きまして、協議第4号、合併協定項目についてから、協議第10号、地域審議会の取扱いについてまでを議題といたします。 事務局、説明願います。 小川事務局長。 私からは、協議第4号から協議第10号まで説明させていただきたいと思っております。失礼ですが、座ってよろしいでしょうか。</p>

<p>議長 事務局</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>それでは、49ページをご覧ください。</p> <p>協議第4号、合併協定項目についてご説明いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。50ページでございます。</p> <p>合併協定項目につきましては、第1回目の任意協議会で確認されております。</p> <p>基本4項目、合併特例法に定める協議事項5項目、その他重要な協議事項41項目と新市建設計画、合わせて51項目ということでございます。</p> <p>52ページをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>合併協定項目の調整方針についてでございます。この件につきましても、既に第2回目の任意協議会での確認がなされておるところでございます。</p> <p>続きまして、53ページでございます。</p> <p>協議第5号、合併の方式についてご説明いたします。</p> <p>本日は、数多くの協定項目のご審議をお願いしております。協定項目ごとに要点のみの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>協定項目1、合併の方式。調整の方針といたしましては、成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とするということでございます。合併の方式は、第1回目の任意協議会で確認されております。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>本協議会と山武地域合併協議会での確認内容との比較でございます。協定項目ごとに比較表を策定いたしておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。</p> <p>55ページをご覧ください。</p> <p>協議第6号でございます。合併の期日について説明いたします。</p> <p>協定項目2、合併の期日でございます。</p> <p>調整の方針といたしましては、合併の期日は、平成18年3月27日とするというものでございます。合併の期日につきましても、第1回目の任意協議会で確認されております。</p> <p>続きまして、58ページをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>58ページ、協議第7号、新市の名称についてご説明いたします。</p> <p>協定項目3、新市の名称でございます。</p> <p>調整の方針といたしましては、新市の名称は、「太平洋市(たいへいようし)」とするということでございます。新市の名称につきましては、</p>
-------------------	--

第2回目の任意協では無記名投票を行い、多数決で太平洋市と決まりました。

次に、60ページをご覧いただきたいと思います。

協議第8号、新市の事務所の位置について説明いたします。

協定項目4、新市の事務所の位置でございます。

調整の方針といたしましては、新市の事務所の位置は、成東町殿台296番地（現成東町役場）とする。なお、事務所の機能につきましては、総合支所方式を採用し、将来は本庁方式へ移行するということでございます。この協定項目につきましても、第1回任意協議会にて確認されておるところでございます。

なお、62ページは、構成4町村の庁舎の状況、63ページは関係法令、64ページは庁舎の利用方式を参考資料として添付させていただきました。

以上が、基本4項目でございます。

続きまして、65ページをご覧ください。

協議第9号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてご説明いたします。

協定項目5、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

調整の方針といたしましては、新市の議会の議員の定数は24名とする。ただし、4町村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し平成19年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。なお、在任特例期間中の新市の議会の議員の報酬月額、議長26万9,000円、副議長22万8,000円、議員21万3,000円とするということでございます。この協定項目につきましても、第2回任意協議会で確認がされておるところでございます。

67ページの表は、4町村の議会議員の現状でございます。

続きまして、68ページをご覧いただきたいと思います。

協議第10号、地域審議会の取扱いについてご説明いたします。

協定項目7、地域審議会の取扱いでございます。

調整の方針といたしましては、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を新市において設置する。なお、地域審議会の組織及び運営につきましては、地域審議会の設置に関する協議（別紙）のとおりとするということでございます。この協定項目につきましても、第1回任意協議会で確認されております。

なお、70ページ、71ページには、地域審議会の設置に関する協議案、

<p>議長</p>	<p>これについても任意協議会で確認されておるところでございます。 72ページには、関係法令の抜粋を参考資料として添付させていただきました。 以上で、説明を終わります。 ただいま協議第4号から協議第10号について説明がありましたが、質問等ございましたら、挙手を願います。</p>
<p>今関委員</p>	<p>どうぞ。 蓮沼の今関です。 協議第10号の地域審議会の取扱いについてお尋ねをさせていただきたいと存じます。 この地域審議会については、新市が発足した後、その地域の皆さんが、それぞれその地域の中で運営について話し合う機関であるというふうに理解をしているものであります。この地域審議会を設置するということは本協議会で決定した後、新市が発足したときには、新市の中で条例として規定されるものであるかどうかについてお尋ねをさせていただきます。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>実は、第5条に委員というのがありまして、その第3に公募により選任された者という規定がございます。この公募により選任された者、委員は市長が委嘱するというふうになっているわけですが、公募により選任された者というものをどういふように読んでいったらよろしいのか、その辺をお尋ねさせていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。 事務局答弁。榎本次長。 まず、その条例が必要かどうかということですが、たしか法的にはこちらの協議をもって足りたと思いますので、条例の整備は必要なかったと思います。ただ、今後、改正とかそういったものが出てきた場合のために、形式的にといいますか、定めておくというような事例もあるようでございます。</p>
<p>議長 今関委員</p>	<p>それから、公募により選任された者ということで、こちらについて、どういう形で詳しい要件といいいますか、その対象となる部分につきましては、新市が設置されるまでの間にまた詰めてまいりたいと思います。 以上でございます。 おわかりでしょうか。 それでは、つまり公募という方法は、いろいろな方法があるというふうに思います。例えば、市長が委嘱するとなっているわけですから、その当事者となった市長の方が適当な方を探し出してきて選ぶ。しかし、</p>

	<p>公募ということになりますと、自薦というような問題が発生してきやしないかなと、その辺の調整とか何とかというようなものについては、どう理解しておいたらいいのかなという思いがあってお尋ねをさせていただいたわけでありませう。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>榎本次長。 実際の事例は、今後また先進の事例等を勉強させていただきたいと思っておりますけれども、例えばまちづくりについて考え方を書いたような論文と申しますか、作文と申しますか、そういったものを出してもらおうと申すとか、そういうやり方、幾つかやり方があると思っておりますけれども、そういうものを研究してまいりたいと思っております。</p>
<p>議長 菅井委員</p>	<p>この程度のやわらかい解釈でよろしいですか。 他にございますか。 松尾の菅井でございます。 50ページの中の11番でございますけれども、その他の重要な協議事項の中の11番でございますけれども、特別職の身分の取扱いと申します。これは、特別職というのは、町長、助役、収入役というものもあると思っておりますけれども、町長の、または村長さんの身分の取扱いについてはどのような形でやられるのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局。榎本次長。 それにつきましては、関係町村長、職務執行者みたいなものの定めというのもございますし、関係町村長が集まった中でまずお話をされるというようなことだろうと思っております。</p>
<p>菅井委員</p>	<p>今までの他の町村の合併等の中では、合併後1年ないし2年、各町村長は参与として残るとかというのもございます。そういうものについては、町長、村長さん同士ではいろいろと話しづらいと思っておりますので、この席をかりて、そういうことが可能なかどうか、ひとつお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局。榎本次長。 特別職の取扱いという協議項目がございますので、もちろんその中でお話しいただいても構わないかと思っております。山武、前の6市町村のときにはそういったお話がなかったものですから、そのまま協議項目でお話しするような形の中で進んでまいりましたけれども、もしそういう話があるのであれば、それはこの場でお話しいただいても結構ですし、また違った場所で先ほど申し上げたような形でお話をさせていただいても、それはよろしいかと思っております。</p>

菅井委員	町長さんと村長さん4人でその話を決めるというのは、非常に決めづらと思います。ですから、この合併協議会の中で、皆さんの賛同を得て、参与として2年残るとか、または1年半残るとか、そういう形のもを皆さんで決めていただければ、この合併がよりスムーズにいくのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。
議長	副会長。
古谷副会長	松尾の古谷、副会長を努めさせていただいております。 我々4人、大変ありがたいご提言をいただきましたが、毛頭その気はございません。ただ一人、新しい市長さんが決まるまでの職務代理者は、この4人の中から選びたいと思っておりますが、参与として残るとか、あるいは何らかの形でということは、この合併発足の意思決定をしたときに捨てていただきますので、ありがたいご提言ですが、ご遠慮させていただきたいと思っております。
議長	ほかにございますか。
議長	ほかに質問がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
議長	お諮りします。協議第4号から協議第10号までについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、協議第4号、合併協定項目についてから協議第10号、地域審議会の取扱いについてまでは、原案のとおり決定させていただきます。 続きまして、協議第11号、地方税の取扱いについてから、協議第20号、補助金、交付金等の取扱いについてを議題といたします。
事務局	事務局、説明願います。
事務局	小川局長。
事務局	2冊目の73ページをご覧くださいと思います。
事務局	協議第11号、地方税の取扱いについてご説明いたします。
事務局	協定項目8、地方税の取扱いについてでございます。
事務局	調整の方針といたしましては、1、個人町村民税、法人町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税及び鉾産税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。
事務局	2、個人町村民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併時に統一するということでございます。
事務局	75ページから76ページまでにつきましては、4町村の地方税の取扱いについての現況を示させていただきました。
事務局	77ページをご覧くださいと思います。

<p>議長</p>	<p>協議第12号、一般職の職員の身分の取扱いについてご説明いたします。協定項目9、一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。調整の方針といたしましては、</p> <p>1、一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。</p> <p>2、一般職の職員の任免、給与、勤務条件その他の身分の取扱いに関しては、市町村の合併の特例に関する法律第9条第2項の規定により、公正に処遇するものとし、現職員については、現給料を保障する。</p> <p>3、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるということでございます。</p> <p>79ページは、4町村の給与等の状況、80ページは関係法令等を添付させていただきました。</p> <p>小川局長、13号の説明の前に、暫時休憩しましょう、長くなりますから。よろしいですか。</p> <p>暫時休憩します。約7、8分。</p> <p style="text-align: center;">（休 憩）</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>協議第13号から説明を継続願います。</p> <p>小川局長。</p> <p>2分冊目の81ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>協議第13号、財産の取扱いについてでございます。</p> <p>協定項目10、財産の取扱いについて。</p> <p>調整の方針といたしましては、4町村の所有する財産及び債務につきましては、すべて新市に引き継ぐということでございます。</p> <p>83ページから89ページまでは、4町村の財産、債務の現況を参考資料として添付させていただきました。ただいまの休憩時間中に、85ページ、86ページが重複していたということでございまして、その修正資料について、今配付したものでございます。よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、90ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第14号、特別職の身分の取扱いについて説明いたします。</p> <p>協定項目11、特別職の身分の取扱いについてでございます。</p> <p>調整の方針といたしましては、</p> <p>1、特別職の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、必要性を検討し、新市において新たに設置する。</p> <p>2、特別職の給料及び報酬については、現行の特別職の給料及び報酬額を参考に調整するというところでございます。</p>

92ページ、93ページについては、4町村の現況、94ページ、95ページは、関係法令等を参考資料として添付させていただきました。

96ページをご覧いただきたいと思います。

協議第15号、条例、規則等の取扱いについてご説明いたします。

協定項目12、条例、規則等の取扱いについて。

調整の方針といたしましては、条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

1、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行するもの。

2、合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。

3、合併後、逐次制定し、施行するものということでございます。

98ページには、4町村の条例等の数、99ページには施行方法による区分ごとの例示条例等、100ページには、関係法令等を参考資料として添付させていただきました。

続きまして、101ページをご覧いただきたいと思います。

協議第16号、事務組織及び機構の取扱いについてご説明いたします。

協定項目13、事務組織及び機構の取扱いについて。

調整の方針といたしましては、

1、新市の事務組織及び機構は、次に掲げる事項を基本として編成する。

(1) 本庁及び総合支所を基幹とした組織機構とする。

(2) 市民の声が適正に反映され、迅速な対応ができる組織機構とする。

(3) 担任する事務を端的にあらわした判りやすい組織機構の名称とする。

(4) 事務の錯綜のない簡素で効率的な組織機構とする。

(5) 責任の所在が明確な組織機構とする。

(6) 進展する地方分権や行政需要の変化に適確に対応できる組織機構とし、常に見直しを行う。

2、総合支所の事務組織及び機構は、現状で住民が享受している行政サービスの維持を基本とし、事務の効率化を図る上で一括処理することが適当な事務を処理する組織機構を本庁に整備するというところでございます。

103ページから105ページにかけては、4町村の事務組織等の現況について、106ページには、関係法令等を参考資料として添付させていた

いただきました。

107ページをご覧くださいと思います。

協議17号、一部事務組合等の取扱いについてご説明いたします。

協定項目14、一部事務組合等の取扱いでございます。

調整の方針といたしましては、4町村が加入している一部事務組合及び共同設置による機関については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合及び機関に加入するということでございます。

次のページをご覧くださいと思います。108ページです。

本協議会と山武地域合併協議会での一部事務組合等の取扱いについての確認事項の比較でございます。本協議会では、組合立成東病院についてのただし書きが削除され、開発公社等のくだりにつきましても削除されておるところでございます。すっきりした表現になったということでございます。

109ページ、110ページは、4町村の一部事務組合等の加入状況でございます。

続きまして、111ページをご覧くださいと思います。

協議第18号、使用料、手数料等の取扱いについてご説明いたします。

協定項目15、使用料、手数料等の取扱いについて。

調整の方針といたしましては、使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占用料等の同一の使用料については、可能な限り統一する。なお、新市における住民の一体性の確保及び負担の公平性の原則から適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。手数料については、4町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、原則として合併時に統一するということでございます。

ボリュームが大きくなりますが、113ページから140ページにつきましては、4町村の使用料、手数料等の現況を資料として添付させていただきました。

141ページをご覧くださいと思います。

協議第19号、公共的団体等の取扱いについてご説明いたします。

協定項目16、公共的団体等の取扱いについて。

調整の方針といたしましては、公共的団体等は、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努める。

1、4町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよ

	<p>う調整に努める。</p> <p>2、4町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。</p> <p>3、独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとすることでございます。</p> <p>143ページから147ページは、各専門部会ごとの公共的団体等の現況でございます。</p> <p>続きまして、148ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>協議第20号、補助金、交付金等の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>協定項目17、補助金、交付金等の取扱いについてでございます。</p> <p>調整の方針といたしましては、4町村の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情に配慮し、次のとおり調整する。</p> <p>1、4町村で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>2、4町村において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を尊重し、新市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>3、整理統合できる補助金、交付金等については、統合、廃止の方向で調整するということでございます。</p> <p>150ページから158ページまでは、4町村の補助金、交付金等の現況を参考資料として添付させていただきました。</p> <p>以上で、第2回目の協定項目についての説明を終わります。</p> <p>ただいま協議第11号から協議第20号について説明がありましたが、質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>どうぞ。</p> <p>蓮沼の今関です。</p> <p>地方税の取扱いについて、お尋ねさせていただきたいと思います。</p> <p>これは、住民税、法人町村民税については、それぞれの皆さんが自分の、それぞれの申告によって行われるものでありますけれども、固定資産税について申し上げますと、固定資産税の中の評価はもちろんそれぞれの地域での評価でありますけれども、宅地について言えば、見なし課税の問題があるわけでありまして。これは自治体の裁量権によって行われているわけでありまして。それぞれのここに参加しております成東町、松尾町、山武町、蓮沼村のそれぞれの裁量によって宅地並み課税、つまり見なし課税がされていると思っております。ここにばらつきがなければよろしいわけでありましてけれども、この見なしの方針について、ばらつきがあるとなれば、調整して一本になっていくわけでありましてけれども、これを</p>
議長	
今関委員	

<p>議長 税務部会長</p>	<p>行うのに、ある種の時間というものをとって調整に入っていただく、つまりドラスティックに、新市になったから固定資産税が上がったというようなことにならないような形でのご配慮をお願いしたいなというふうに思うわけであります。その辺についてお尋ねさせていただきます。</p> <p>伊東副部会長。 成東町の伊東でございます。</p> <p>ただいまのご質問にお答えさせていただきます。見なし課税の分については、各町村の長の裁量権で固定資産税を課税しているわけでございますので、その分には、なきにしもあらずということで、これにつきましては、合併時までに事務事業の中で調整を図っていきたいというふうに考えております。ちなみに来年度が評価替の年でございますので、それにあわせて調整を図っていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 今関委員</p>	<p>よろしいですか。 ありがとうございました。</p> <p>それでは、協議第16号の事務組織及び機構の取扱いについて、1点だけお尋ねさせていただきたいと存じます。</p> <p>ここで、総合支所方式を本合併協議会は採用するという意思決定しているわけであります。ここでは、住民が享受している行政サービスの維持を基本としてということで調整を図られる、これはもちろん結構でございます。例えば、一つ例を挙げてお尋ねさせていただきたいと思うわけであります。農業委員会は、農業委員が新しく選ばれて、機能として農業委員会は本所に属するような形でさまざまな協議をされていくというように理解をいたすわけであります。申請を蓮沼や松尾や成東や山武町でする、つまり今までと変わらないような形で行うとすると、申請はそれぞれのところで行って、本体である農業委員会は、一箇所で、つまり蓮沼の今まで農業委員会が持っていた機能を本所の中に、つまり農業委員は一つになるわけですから、そちらで議論をするということになるんだらうと思います。そうしますと、農業委員の実際の運営とかという問題について、かなり難しい問題を邪気しはせぬかという思いがあります。でありますので、その辺のところはよくご研究をいただいて、つまり例を申し上げたわけでありますけれども、知恵を働かせて、それらがスムーズに行くようにご検討を願えればというふうに思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見として伺っておいていいですね。ありがとうございました。 ほかにございますか。</p>

<p>議長</p>	<p>ほかにご意見がないようですので、以上で質疑を終結いたします。 お諮りします。 協議第11号から協議第20号までについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり) 異議なしと認めます。 よって、協議第11号 地方税の取扱いについてから協議第20号 補助金、交付金等の取扱いについてまでは、原案のとおり決定させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、協議第21号 町名・字名の取扱いについてから協議第33号 新市建設計画についてまでを議題といたします。 事務局、説明願います。小川局長。 2分冊目の159ページをご覧ください。 協議第21号 町名・字名の取扱いについてご説明いたします。 協定項目18、町名・字名の取扱いについて。 調整の方針といたしましては、 1、4町村の字の区域は、原則として現行のとおりとする。 2、字の名称については、次のとおりとする。 (1)成東町については、現行のとおりとする。 (2)山武町については、湯坂(ゆさか)を西湯坂(にしゆさか)とし、その他は現行のとおりとする。 (3)蓮沼村については、現行に蓮沼(はすぬま)を冠した名称とする。 (4)松尾町については、現行に松尾町(まつおまち)を冠した名称とする。 なお、この協定項目につきましては、第2回任意協議会で確認されております。 また、161ページには、4町村の現行字名、162ページには、新市における字名表示具体例を掲げております。 恐れ入りますが、162ページをご覧ください。 新市における字名表示具体例についてでございます。現行、新市ということでございます。 成東町、山武郡成東町殿台296番地、新市におきましては、太平洋市殿台296番地というふうになります。山武郡成東町湯坂 番地につきましては、新市においては、太平洋市湯坂 番地というふうになります。これについては山武町と重複いたしますが、山武の方で西湯坂という字</p>

になるということでございます。現行では、山武郡成東町板附 番地、新市においては、太平洋市板附 番地というふうになります。これにつきましては、番地が重複しないということで、このようになるということでございます。

続きまして、山武町でございます。

現行では、山武郡山武町埴谷1874番地、新市におきましては、太平洋市埴谷1874番地、山武郡山武町湯坂 番地につきましては、太平洋市西湯坂 番地というふうになるということでございます。山武郡山武町板附 番地につきましては、太平洋市板附 番地になるということでございますが、先ほど申したように、番地が重複しないということで、このようになるということでございます。山武郡山武町引越 番地につきましては、太平洋市引越 番地になるということでございます。

蓮沼村についてでございます。

山武郡蓮沼村八の4833番地1につきましては、新市においては、太平洋市蓮沼八の4833番地1というふうになるということでございます。

松尾町についてでございます。

山武郡松尾町松尾40番地2、新市においては、太平洋市松尾町松尾40番地2。山武郡松尾町引越 番地につきましては、太平洋市松尾町引越 番地というふうになるということでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

協議第22号でございます。慣行の取扱いについてご説明いたします。

協定項目19、慣行の取扱いについてでございます。

1、市章、市の木、市の花、市の鳥につきましては、公募等により新市において新たに制定する。

2、市民憲章及び市民歌については、新市において新たに制定する。

3、宣言については、新市において従来のを調整、必要性を検討の上で新たに制定する。

4、名誉市民及び表彰については、新市において新たに制度を制定するというところでございます。

165ページは、4町村の現況でございます。

続きまして、166ページをご覧いただきたいと思います。

ここからは、各種事務事業の取扱いについての協議事項でございます。協議第23号 防災・防犯・交通安全事業の取扱いについてご説明いたします。

協定項目23 - 1、防災・防犯・交通安全事業の取扱いについて。

	<p>1、防災。</p> <p>(1) 地域防災計画については、合併時に防災会議を新たに設置し、新市において速やかに策定する。なお、災害発生時の応急対策等については、合併時まで調整する。</p> <p>(2) 防災行政無線については、当面は現行のとおりとし、災害時の伝達等に支障がないよう新市においてシステムを整備する。</p> <p>2、防犯。防犯団体については、新市において調整する。</p> <p>3、交通安全。</p> <p>(1) 交通安全協会については、新市において調整する。</p> <p>(2) 交通安全計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>(3) 交通安全対策協議会、交通安全指導員、幼児交通指導員及び児童・幼児交通安全については、新市において調整する。</p> <p>(4) 駐輪場及び放置自転車関係事務については、新市に引き継ぐ。使用料等については、合併時まで調整するというごさいます。</p> <p>次のページをご覧いただきたいとさいます。</p> <p>本協議会と前の山武地域合併協議会の確認内容の比較でさいます。今回の合併が6市町村から4町村の合併となりました。さうさことで、警察署が1つになるさことで、さような事務の調整が行われたものでさいます。168ページから172ページにかけましては、4町村の防災・防犯・交通安全事業の現況、173ページには関係法令等を参考資料として添付させていただきます。</p> <p>174ページをご覧いただきたいとさいます。</p> <p>協議第24号 行政連絡機構の取扱いについてご説明いたさいます。</p> <p>協定項目23 - 2、行政連絡機構の取扱いについて。</p> <p>調整の方針といたさましては、</p> <p>1、行政連絡機構は、原則として現状の区域による。</p> <p>2、行政連絡機構の運営方法（区長会、配布物の範囲及び配布依頼の頻度等）については、合併時まで調整する。</p> <p>3、報酬及び運営経費等については、合併時に統一するさことでさいます。</p> <p>176ページ、177ページは、4市町村の行政連絡機構の現況でさいます。</p> <p>178ページをご覧いただきたいとさいます。</p> <p>協議第25号 人権擁護の取扱いについてご説明いたさいます。</p> <p>協定項目23 - 3、人権擁護の取扱いについて。</p> <p>調整の方針といたさましては、人権擁護に関する各種施策については、</p>
--	--

これまでの取り組みの経過を踏まえ、新市において引き続き実施するというでございます。

180ページは、4町村の人権擁護の取扱いの現況でございます。

181ページをご覧いただきたいと思います。

協議第26号 男女共同参画の取扱いについてご説明いたします。

協定項目23 - 4、男女共同参画の取扱いでございます。

調整の方針といたしましては、男女共同参画の取扱いについては、4町村の施策を再編し、新市において男女共同参画計画を策定するというでございます。

183ページは、4町村の男女共同参画の取り組み状況でございます。

続きまして、184ページをご覧いただきたいと思います。

協議第27号 姉妹都市・国際交流事業の取扱いについてご説明いたします。

協定項目23 - 5、姉妹都市・国際交流事業の取扱いでございます。

調整の方針といたしましては、姉妹都市・国際交流事業等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するというでございます。

186ページ、187ページは、この事業の4町村の取り組み状況でございます。

続きまして、188ページをご覧いただきたいと思います。

協議第28号 広報広聴関係事業の取扱いについてご説明いたします。

協定項目は23 - 6、広報広聴関係事業の取扱いでございます。

調整の方針といたしましては、広報広聴関係事業については、次のとおりとする。

1、新市においては、毎月1回、前の協議会ではこれは2回ございましたが、今回は毎月1回広報紙を発行するというものでございます。なお、仕様及び配布方法については、合併時までに調整する。

2といたしまして、ホームページについては、可能な限り早期に開設する。

3、新市において、早期に市勢要覧を作成する。

4、その他の広報については、合併時までに調整する。

5、広報関係事業については、現行の取り組み状況を踏まえ、新市において調整するというでございます。

190ページから192ページまでは、4町村の広報広聴関係事業の現況でございます。

続きまして、193ページをご覧いただきたいと思います。

<p>協議第29号 交通政策事業の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>協定項目は23 - 7、交通政策事業の取扱いでございます。</p> <p>調整の方針といたしましては、1、J R対策については、現行の駐車場、駐輪場等の利便性向上の施策及び駅舎関係の施設改善対策を新市に引き継ぐ。</p> <p>2、生活路線バス維持対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3、循環バスの運行路線、料金体系については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において一体性や周辺地域の交通手段の確保の観点から、循環バス等のあり方について検討する。</p> <p>4、芝山鉄道延伸対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐということでございます。</p> <p>195ページから198ページまでは、4町村の交通政策事業の現況でございます。</p> <p>199ページをご覧くださいと思います。</p> <p>協議第30号 空港関連事業の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>協定項目23 - 8、空港関連事業の取扱いについてでございます。</p> <p>調整の方針といたしましては、成田国際空港との共生については、その理念を新市に引き継ぎ、現行の環境対策・共生策の適切かつ確実な実施を新市において確保するということでございます。</p> <p>201ページから202ページにつきましては、4町村の空港関連事業の現況でございます。</p> <p>続きまして、203ページをお願いいたします。</p> <p>協議第31号 公の施設の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>協定項目は23 - 9、公の施設の取扱いでございます。</p> <p>調整の方針といたしましては、</p> <p>1、4町村が所有する公の施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2、施設の名称については、調整が必要なものは合併時までに調整するということでございます。</p> <p>205ページから208ページにつきましては、4町村の公の施設の現況でございます。</p> <p>続きまして、209ページをご覧くださいと思います。</p> <p>協議第32号 納税関係の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>協定項目23 - 10、納税関係の取扱いでございます。</p> <p>調整の方針といたしましては、</p>
---

	<p>1、納税貯蓄組合等の組織については、新市に移行する。</p> <p>2、納税貯蓄組合交付金等については、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。</p> <p>3、納期前納付報奨金については、合併時に統一するというところでございます。</p> <p>211ページ、212ページについては、4町村の納税関係事業の現況でございませう。</p> <p>213ページを閲覧いただきたいと思います。</p> <p>協議第33号 新市建設計画についてご説明いたします。</p> <p>協定項目24 新市建設計画でございませう。</p> <p>調整の方針といたしましては、新市建設計画の策定方針は、別紙のとおりとするということでございませう。</p> <p>次の214ページを閲覧いただきたいと思います。</p> <p>新市建設計画の策定方針（案）でございませう。</p> <p>1、計画策定の趣旨、2、計画の内容、3、計画の期間、4、計画策定における留意点がこの方針には掲げられております。皆さんご存じのように、この策定方針につきましても、第2回の任意協議会にて確認されておるところでございませう。</p> <p>215ページには、市町村建設計画に関する合併特例法の規定、216ページには、合併特例法の抜粋を資料として添付させていただきました。</p> <p>以上をもちまして、第3回目の説明を終わります。</p> <p>ただいま小川局長から、協議第21号から協議第33号までの説明がございましたが、質問等がございましたら挙手を願います。なかったら、異議なしの発言をお願いします。</p> <p>今関委員 済みませう、蓮沼の今関です。1点だけ確認をさせていただきたいと存じます。</p> <p>今までご説明をいただきました。その中に、「合併時まで調整する」という文言があります。「合併時に調整する」、もしくは「新市において調整する」という表現がございませう。「新市において調整する」は、この言葉のとおりでありませうが、この「合併時まで調整する」という問題について、つまり使用料、手数料等についてもそうでありませうし、さまざまところでこの表現が使われているわけでありませうけれども、この問題は、調整された結果は、合併協議会のような組織の中でもう一度是非かの議論がされるものか否かについて、まず第1点お尋ねをさせていただきと存じます。</p> <p>それから、第2点目でありませうけれども、協議第24号の行政連絡機構</p>
--	--

	<p>の取扱いについてでありますけれども、これはここに掲げてございます現行の区域、現状のとおりということであります。</p> <p>1つちょっとわかりませんのは、今の形で進んでいった場合、例えば区長の連合会のような組織ができ上がり、そしてその新市の中で協議をしなければならない問題が出てくるのだらうというふうに理解をするわけであります。その辺については、どのような形をつくっていくのか、つまり形として新しい市ができたときに、最小と申しましょうか、つまり最小の地域コミュニティですね、その地域コミュニティは、多分小学校単位ぐらいのものが一つの地域コミュニティとして機能していく、つまり成東町で言えば昔の南郷や緑海、松尾町で言えば大平や松尾とかというところが一つの行政単位として存続して、その形が動いていくというふうなふうに理解をしているわけでありますけれども、その辺との調整というのは、これからどのような形でなっていくのかなという思いがありますので、その2点についてお尋ねをさせていただきます。</p>
議長	<p>事務局、答弁の領域を超えている部分があったら、こっちに振ってください。</p>
事務局	<p>榎本次長。</p> <p>まず1点目の方の「合併時まで調整する」という文言のものについて、今後どういうふうに取り扱われるのかというお話ですけれども、基本的にはまたこの協議会の中で、これは協議という形ではなくて報告というような形で、特に住民の関心の高い部分についてはご報告をさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>それから、2点目の行政連絡機構の取扱い、運営方法等についてということだと思っておりますけれども、合併時まで、ないしは新市に移行してからという形になるかもしれませんが、その中で具体的な部分について調整を図っていきたいというふうに考えております。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにございますか。</p>
今関委員	<p>どうぞ。</p> <p>ただいま新市建設計画について案をご提示されているわけあります。この中身をまだ読んでおりませんので、どのような形になっているか、ちょっと医療に関してのことについて関心がありますので、そのことについてお尋ねをさせていただきます。</p> <p>ただいまこの山武地域では、たしか山武医療センターという構想があって、第3次救急医療センターまで備えた病院の建設というのが議題に</p>

	<p>なって推進されていると理解をいたしております。この問題とこの新市の建設計画がどのような形で表現されているかについてお尋ねをさせていただきます。</p> <p>医療構想は、私たちのこの地域の人たちの命を守る大変重要な施策であるというふうに理解をいたしております。ぜひ精力的に実現に向けてお力をいただきたいという思いがあるわけであります。</p> <p>建設計画の中でうまく折り込んでさえおけば、これが特例債の対象、つまり地元の負担金の問題で、新市建設計画の中に入れたらば、特例債の対象にはなりはしないかという思いがあってお尋ねをさせていただいているわけであります。その辺のご研究もしていただけたらばありがたいと存じますので、お尋ねをさせていただきました。よろしく願います。</p>
<p>議長 古谷副会長</p>	<p>古谷副会長からお答えします。</p>
	<p>ただいまの今関委員からのご質問でございますが、ただいま山武郡に地域医療センターという構想が持ち上がっておりまして、ただいま建設計画を策定中でございます。どのような形でどこが主体になって運営するのか、どこが主体になって建設するのかということまでは、まだ煮詰まっておりませんので、その地域医療センターの建設計画が煮詰まり次第、我々の新しい市の建設計画との整合性といいますか、今、委員ご指摘のように、どういう形で我々の計画の中に盛り込んでいけば、今後負担が軽減されるかというところまで話を進めておりますので、今はその医療センター構想が実現するよう我々努力を払っているつもりでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにございますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、ほかに質問がないようですので、以上で質疑を終結いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りいたします。</p> <p>協議第21号から協議第33号までについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、協議第21号 町名・字名の取扱いについてから協議第33号新市建設計画については、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>次に、その他ですが、新市建設計画の素案について説明をお願いします。</p> <p>榎本次長。</p>

事務局	<p>それでは、新市建設計画の素案についてご説明をさせていただきます。机上に、新市建設計画（案）という別冊があるかと思えますけれども、そちらの方をご覧いただきたいと思えます。</p> <p>初めに、こちらの計画ですけれども、本日は素案ということで、財政計画を除く部分、後ろの方を見ていただきますと、財政計画の部分は空欄になってございます。それ以外の部分についてご説明をさせていただきますと、ご承認をいただきましたら、次回、3月1日の法定協議会で財政計画も含めた形で正式にご協議をいただきたいと考えております。</p> <p>また、この計画の策定にあたりましては、山武地域合併協議会において将来構想策定委員さん、それから住民アンケート等によりまして、住民ニーズや各町村のまちづくりの方向性を十分に協議してきた経緯がございますので、以前にもお話しをいたしましたけれども、山武地域合併協議会において策定した新市建設計画をベースに、東金市、九十九里町関連の部分を削除する形で、また、そのほか必要な修正を加える形で4町村分の建設計画を策定いたしました。</p> <p>それでは、修正点についてご説明いたします。</p> <p>なお、修正箇所は、すべてアンダーラインを引いてございます。主な部分のみご説明をさせていただきますと思えます。</p> <p>まず、10、11ページです。</p> <p>第3章、主要指標の見通しということでございまして、人口の関係でございまして。</p> <p>11ページの表を見ますと、平成12年の4町村の国勢調査人口が6万614人でございます。平成22年には6万1,276人、平成27年には6万1,022人とほぼ横ばいで推移するという推計を立てております。</p> <p>6市町村のときは、10年間で約1割ぐらいの伸びを見込んでおりましたが、東金市が抜けた影響、また4町村の推計内容を再度見直したことにより、ほぼ横ばいという推計を立ててございます。</p> <p>それから、12ページ、新市の将来像の関係でございまして。</p> <p>こちらにつきましては、「きらめく自然と笑顔が織りなす ふれあい交響都市」と定めております。こちらは、前回の将来像の趣旨を踏まえながら表現を変更しております。</p> <p>意味合いとしましては、下から6行目にあるとおり、「きらめく自然」は、九十九里浜を初めとする雄大な自然と、下総台地や九十九里平野の台地の恵みを表現し、「笑顔」は、子どもから高齢者まで市民一人ひとりがいきいきと輝き暮らすことをあらわしています。</p> <p>新市では、「自然」と「笑顔」がハーモニーを奏で響き合い、一層の</p>
-----	--

相乗効果を生み出すことで、人々の「ふれあい」豊かな魅力ある都市をつくるということでございます。

次に、17ページでございます。

地域別の整備方針というのがございますけれども、1のゾーン区分ですが、その後、19ページの方に整備方針図というのがありまして、あわせてご覧いただけるとわかるかと思えます。

の丘陵生産ゾーンというのがございます。山武地域合併協議会のときは、こちらの地域を丘陵居住ゾーンと位置づけておりましたけれども、農業関係の特区の指定を受けるなど畑作や園芸農業などを中心とした新市の農業の中心地であるほか、山武杉などの森林資源も豊富な地域でありまして、首都圏の食料基地としての役割を重視した丘陵生産ゾーンと変更してございます。

次に、の都市交流ゾーン、こちらは名称の変更はございませんが、ゾーンの区域を山武地域合併協議会では国道126号線沿いを対象としておりましたが、成東酒々井線を含んだL字型の地域に変更してございます。成東庁舎や山武庁舎、松尾庁舎を拠点として新市の賑わいを創出する地域とするということでございます。

それから、20ページ以降、こちらは新市の主要施策、主要事業となりまして、22ページをご覧いただきたいと思えます。

各基本目標にそれぞれ施策名、主要事業ということで表が出てまいりますけれども、こちら22ページの表の部分をご覧いただきますと、山武地域合併協議会のときは、この表の中に概算の事業費も記載をしておりました。事業費は、現在も財政計画の基礎資料としてこれは積み上げをしていく予定でありますけれども、あくまでも概算によるものであること、それから、県内の他の協議会においても事業費をほとんど掲載していないという先進事例がほとんどであるために、事業費の方は掲載しないことといたしました。

それから、26ページをご覧いただきたいと思えます。

4の観光の振興というのがございます。4の下の方にアンダーラインを引いたところがありますけれども、こちらは、以前は漁港を海の駅といった観光リゾートの玄関口としてとらえというような、九十九里町の事業を意識した記述があったんですけれども、こちらに記載のとおり、「道の駅オライはすぬま」などを拠点に、海岸地域における観光資源や情報、海の文化を発信するとともに、海と森の地域資源が融合した新しい特産品の開発に向けた取り組みを進めますというような形で変更してございます。

また、その下の新しい交流拠点づくりのところでは、観光資源を初めとする新市のまちづくり情報を総合的に発信していくような新たな交流拠点の整備に向けた検討を進めますということで、こちらは若干表現は変わっておりますけれども、以前にも同趣旨の内容がございました。そちらの方を生かしてございます。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、33ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは、下の3のところ、効率的で開かれた行政の推進というのがありますけれども、下から2行目、庁舎の関係の記述を加えてございます。庁舎については、老朽化した施設の建て替えを行うとともに、効率的に機能を発揮できるよう整備・充実に努め、利便性の向上を図りますというふうにしております。これは山武町の庁舎の建て替え事業ですとか、また、成東町の方でも庁舎整備の計画があるようですので、表現を改めさせていただきました。

また、あわせまして、34ページ、主要事業の表の中にも、庁舎施設整備事業を位置づけてございます。

また、35ページは、新市における県事業の関係でございます。

こちらは、大幅に変更してございます。かなり文書をふやすような形になっているんですけれども、これは、県との事前打ち合わせの中で、地方自治体を取り巻く状況ですとか新市の特徴、また、県の支援内容等を具体的にボリュームを持たせた形で記載するように改めたものでございます。

また、その次の36ページ、新市における県事業につきましては、東金市や九十九里町関連事業を除きますとともに、町村に移管された事業ですとか平成16年度で終了する事業などを削除してございます。

また、37ページの公共的施設の統合整備については、新市の事務所の位置を4町村の協定項目に合わせて修正をしてございます。

38ページからは、財政計画ということで、先ほど申し上げましたまだ空欄のままでございます。次回の法定協議会で具体的な数字を示して、ご協議いただきたいと考えております。本編に关します主な修正箇所は以上でございます。

それから、本日机上に、特例債対象事業一覧表というA4の横のものをお配りしていると思うんですけれども、こちらは財政計画を作成する上で特例債の対象となりそうな事業をまとめたものでございます。合併特例債につきましては、4町村の上限枠としまして建設事業分で約265億円となっておりますが、現在、見込んでおりますのは、こちらの表に

	<p>ありますとおり107億6,200万円となっております。</p> <p>なお、山武地域合併協のときになかった事業としまして、新たにこちらに加えた事業としては、成東町公民館建設事業、成東町庁舎改修事業、それから、山武町の都市計画道路整備事業、山武町の庁舎建設事業、松尾町運動公園体育館建設事業の5事業となっております。合併特例債につきましては、あくまで現時点での見込みということでございまして、新市の中でまた対象事業等を精査していくような形になるかと思いません。</p> <p>以上で、新市建設計画素案についてのご説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいま新市建設計画の財政計画を除いた素案について説明がありました。新市は、「きらめく自然と笑顔が織りなす ふれあい交響都市 太平洋市」です。何か質問があったらお願いします。</p> <p>副会長、どうぞ。</p> <p>副会長、松尾の古谷でございますが、今、事務局、榎本次長から、新市建設計画について説明を申し上げましたが、山武地域合併協議会で、私、委員長を務めた関係上、今回の新市建設計画作成に当たりまして、ある程度指示を行ってございますので、そのことについてちょっとご説明申し上げますが、今、説明のとおり、基本的には山武地域合併協議会でつくり、皆さんからご承認をいただいた新市建設計画の中から、東金市、九十九里町を削除したものでございます。</p> <p>なお、新たに説明がありましたように、山武さん、あるいは成東さんで計画しております庁舎の改築あるいは改修というようなものもありまして、今回は、これを立ち上げる前に、4町村で特別基金として積み立ててあるもの、例えば山武さんが庁舎改築の目的として9億1,000万円を基金として積み立ててございますが、こういう特別な目的を持った基金については、なるべく新市においてそういった目的で使用しようということの調整をいたしまして、今回、山武さんの庁舎改築もなるべく早い時期にしようということで入れさせていただきましたし、今、説明がありましたように、合併特例債の対象事業がこのくらいあるということでございますが、この事業をすべてやるということではありませんで、やはり借金ですから新市になりましてからよく協議をし、執行するもの、あるいは削るもの、また新しく加えるもの、いろいろあるかと思いますが、現時点では、4町村の長期建設計画の中に盛り込まれておりました事業を網羅してつくった建設計画でございますので、今後、新しい市になりましてからローリングいたしまして、その時代時代に合った事業</p>
--	---

議長	<p>を展開してまいるということでございますので、今、でき得る最善の建設計画ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>何かご意見、ご質問等ございましょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、特にご質問もないようですので、新市建設計画につきましては、ただいま榎本次長の方から説明のありました方向で進めていきたいと思ひます。</p>
事務局	<p>議題に予定したものは以上ですが、事務局、何かありますか。</p> <p>榎本次長。</p> <p>それでは、次回の協議会の日程をご説明させていただきたいと思ひます。</p>
議長	<p>次回、3月1日火曜日、午後1時半から本日と同じ蓮沼村のスポーツプラザで開催をする予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ほかに委員の皆様あるいは事務局、ありますか。</p> <p>なしですね。</p> <p>では、本日はこれにてお開きです。ありがとうございました。</p>